

# ゴルフサークル「GOLFPORT」会員規約

## 第一条「サークルの目的」

GOLFPORT（以下当サークル）は、ゴルフを新規に開始する人が、ゴルフに親しみやすく、また継続できるようサポートするとともに、ゴルファーが長くゴルフを楽しむための環境作りを推進することを目的とします。

## 第二条「会員資格」

GOLFPORTは、会員制ゴルフサークルとし、加入する者（以下会員と呼ぶ）の会員資格は、発足人である佐田あつのり（以下代表者）による承認を必須とします。会員資格は原則永続的に継承され（資格の失効事由に該当する場合は除く）会員資格の維持に関する一切の費用は発生しないものとします。

また、会員はサークルの発展や継続に対して積極的に協力するものとします。

## 第三条「会員の種別」

GOLFPORTでは、会員をいくつかの条件において、グレード別に分類するものとします。分類と条件については下記の通りに定めるものとします。

### 「フレッシュ会員」

コース未経験者が対象となる種別です。

### 「ベーシック会員」

コース経験者が対象となる種別です。

### 「アドバンス会員」

ベストスコア100未満の方が対象となる種別です。

### 「リーダー会員」

別途定める指導者研修修了者が対象となる種別です。

## 第四条「会員資格の失効」

会員資格は、下記の条項に該当する場合、一度代表者との面談を行った上で、改善が見られない、もしくは失効の必要があると判断された場合、失効となります。

- ・入会時の申告情報に偽りがあった場合。

- ・他の会員に著しく迷惑となる行為を行った場合。
- ・法律条例違反、公序良俗に著しく違反した場合。
- ・当サークルの評判を著しく失墜させた場合。
- ・本人から当サークル退会の申し出があった場合。
- ・サークルの目的から逸脱する言動があった場合。
- ・その他当規約に違反した場合。

## 第五条「サークルの解散」

当サークルは下記の状態に陥った場合、合議の上解散する場合があります。

- ・代表者に継続不可能な事態が発生した場合。
- ・警察等公的機関に、解散を勧告された場合。
- ・継続することで会員に著しく不利益がある場合。

## 第六条「規約」

当規約は、原則文面の通り維持されます。ただし、社会情勢、当サークルの情勢等必要に伴い、変更されるものとします。変更の最終決定は代表者が行うものとし、変更に際しては、変更日の21日前までに全会員向けに案内をするものとします。